

半田市立図書館運営基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 半田市立図書館の今後の在り方や運営等に関する方針について、半田市立図書館運営基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、半田市立図書館運営基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育・社会教育関係者
- (3) 市民活動・ボランティア団体関係者
- (4) 商工団体関係者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、11名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。